

岩倉市議会基本条例の検証シート(平成29年度(2017))

(検証対象期間:平成29年4月~平成30年3月)

基本条例第27条の規定により条例の進捗状況を次のとおり検証をします。

議会基本条例		実施状況	課題・その他
第1条	目的		
第2条	定義		
第3条	基本原則		
第4条	(議会の責務と活動原則) 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。		
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・議場カメラの更新に向けて予算化した。 ・議場カメラ・モニターの研究のため江南市議会、小牧市議会を視察した。(議会運営委員会) 	
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会サポーター制度創設に向けた取組を行った。(要綱制定、パブリックコメント実施、基本条例の改正など) 	
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。		課題とする。(テーマや目的を持って対応していく。手法を検討する。)
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問、代表質問においてプロジェクター&スクリーンを用いたり、資料を配布した。 ・一般質問、代表質問において当日の質問者を議場入口前で案内板にてお知らせした。 ・議会費で手話通訳を配置した。(予算化して初めての執行) 	文字が小さいなど映像が見にくい場合がある。
第5条	(議員の責務と活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。		
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会では、複数回委員間相互による自由討議を行った。 	
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。		
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		
第6条	(議員研修の充実強化)		
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会の主催で講演会を開催した。テーマ「公共施設マネジメント」講師：南学氏H29.10.28 ・可見市議会に行政視察(議会改革)H30.2.13 ・他市町議会からの視察(計18市町)に可能な限り全議員で対応した。 	
第7条	(議会図書室の充実)		
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。		市民にもわかるようにHPに掲載することを継続課題とした。また、予算書、議案書等を配置する必要がある。
第8条	(会派)		
1	議員は、会派を結成することができる。		
2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・3箇所(都市再生整備計画、健康ポイント事業、議会や行政の災害対応)を調査 他、研修(セミナー)に23回参加 	
第9条	(政務活動費の執行及び公開)		
	会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第33号)を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より検討を進め、HPにおいて領収書など詳細事項を公開した。 ・市議会だよりへの掲載については、HPを見てもらうようにコメントをつけることにした。 ・HPへ掲載する報告書の内容について統一様式となるよう検討した。 	HPへの領収書の公開の仕方は改善の必要があり課題とする。(リンクなどできるとよい)

第10条	(市民参加及び市民との連携)		
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開度を高めた。 	
2	議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。		
3	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・陳情第14号「障害児者と生きる基礎・・・」を委員会及び本会議で採択した。 ・陳情第15号商工会からの陳情書を委員会及び本会議で一部採択した。 ・岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱と請願書及び陳情書の出し方について改正した。 ・5月臨時会において請願を取り扱った。 ・請願第4号「土岐市核融合施設・・・」の審査において、請願者以外の陳述を認めた。 	
4	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいトークを地域に出向いて実施（市民活動支援センター及び4行政区（川井町・東町・中本町・南新町）） ・若者との意見交換会として市民団体の協力によりおむすびトークを開催した。 ・外国人ママとの意見交換会として市民団体の協力によりおだんごトークを開催した。 ・商工会と意見交換会を実施した。 ・農業委員会と意見交換会を実施した。 ・議会報告会への参加者増に向け検討し、3月定例会直前に当初予算をテーマにして実施した。 ・議会サポーター制度創設に向け準備を進めた。 	
第11条	(広報広聴機能の充実)		
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問のページについて市民にわかりやすい様式（Q&A見出し）で統一した。 ・一般質問を行った質問者とテーマの一覧ページ（目次）を設けた。 	
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の周知において地方情報誌への掲載を行った。 ・議会報告会の周知において区長への案内と共に回覧をお願いした。 ・議会報告会等の周知において区掲示板を利用しポスターを掲示した。 ・メディアに情報提供を積極的に行った。 ・議会サポーター制度創設に向け準備を進めた。（再掲第4条(2)） 	
第12条	(議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。		
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。		
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・12月定例会委員会にて総務部長より、3月定例会本会議にて市長より反問権が行使された。 	
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。		一般質問の前段で導入できるとよい。様式化が必要である。活用の仕方の検討する必要がある。
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。		
第13条	(議会審議における論点情報の形成)		
	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設再配置検討協議会を開催し公共施設再配置計画と学校長寿命化計画について協議した。 ・全員協議会での当初予算における説明時間配分を長く確保し丁寧に行った。 	
	(1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置		
第14条	(予算及び決算における政策説明資料の作成)		
	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。		
第15条	(資料の提出その他の協力)		
	議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・人事案件における資料において一定の改善が図られた。 ・会議外において執行機関に対し文書により24回の資料要求を行った。 	
第16条	(法第96条第2項の議決事件)		
	法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。		

第17条 (運営の原則)		
1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	
2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。	・岩倉市議会会議規則第54条(質疑の回数)を改正した。
4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	・議長から各常任委員会に対し、政策提言の諮問を行い、総務・産業建設常任委員会から議長あてに政策提言(「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)」)の答申があり、市長に提出した。 ・財務常任委員会における決算審査を基に議会としての意見をまとめ、当初予算反映に向けた要望書(お祭り広場の排水機能と高校周辺の防犯灯設置について)を市長に提出した。
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	・議会基本条例推進協議会では3つのチーム(ICT・機能強化・行政評価)を編成し課題の検討を行った。 ・岩倉市議会委員会条例を一部改正した。(正副委員長の辞任要件の追加H29.5) ・岩倉市議会会議規則を一部改正した。(質疑の回数の改正H29.5(再掲第17条3)) (財務常任委員会協議会の追加H30.3) ・岩倉市議会基本条例を一部改正した。(議会サポーター制度の追加H30.3) ・議案等に対する個人情報保護の取扱いを一部変更した。 ・正副議長の選出方法について他市を参考に具体的に検討を進めた。
第18条 (議員定数)		
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例(平成14年岩倉市条例第18号)により定めるものとする。	
第19条 (議員報酬)		
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成3年岩倉市条例第8号)により定めるものとする。	
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。	
第20条 (議長及び副議長)		
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。	
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。	
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。	
第21条 (委員会の運営)		
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	・請願第4号「土岐市核融合科学研究所・・・」を継続審査とした。 ・総務・産業建設常任委員会において、「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)」の政策提言を行った。(再掲 17条4)
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	・委員会運営では、概ね議案ごとに委員長からも委員間討議の有無を確認し、自由討議の機会を増やした。(再掲 第17条3) ・請願第4号「土岐市核融合科学研究所・・・」の審査において、請願者以外の陳述を認めた。(再掲10条3) ・請願第9号、10号、11号「岩倉のすべてのこどもたちが・・・」の審査において、複数の陳述人からの意見聴取を行うとともに、委員間相互の討議を行い、可決の他一部採択や趣旨採択とした。
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。	・総務・産業建設常任委員会では、閉会中の審査事項において商工会との意見交換会を実施した。(再掲 第10条4)
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。	
第22条 (代表質問及び一般質問)		
1	議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。	
2	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずね、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	・4回の定例会でのべ48名の議員が一般質問を行った。

第23条 (議会議務局の機能)		
1	議会議務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うものとする。	・要網の一覧表があるとよい。
2	議会は、議会議務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	・可児市に行政視察(議会改革・機能強化) H30.2.13 (再掲 第6条) ・事務局職員が議員間討議や議会広報の研修を受講した。 ・議事録を円滑に作成するため、月に3日パート職員を配置した。
第24条 (災害対応)		
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。	
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。	
第25条 (議員の政治倫理)		
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。	
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。	
第26条 (他の条例等との関係)		
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。	
第27条 (検証及び見直し)		
1	議会は、この条例の目的が達成されているかを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	・議会基本条例検証特別委員会を設置し検証を行った。H30.3
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。	
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	・議会サポーター制度創設に伴い、本会議において、第10条の改正理由と背景を説明し改正した。

○今後の課題について

平成29年度の取り組みから、「議会サポーター制度の運用」「ペーパーレス化(タブレット導入)」「委員会代表質問(例:可児市議会)」「議選の監査委員」「議会人事における複数年任期」「正副議長の選出方法」「会期内における一般質問の日程と委員長報告」「決算審査から予算反映へ繋げるしくみ」「市条例等の検証」など研究課題が見えてきた。以前から重複するものもあるため、今一度議会基本条例推進協議会において課題を整理して推進していくこととする。